

## 公用車売却に係る一般競争入札実施要綱

小美玉市では、公用車を一般競争入札により売却します。小美玉市が行う一般競争入札に参加される方は次の事項をご承知のうえ、入札に参加してください。

### 1. 売払物品

物品番号	物品名	最低売却価格	備考
物品1	三菱 エアロミディ	250,000円	

※詳細は、別紙物品調書のとおり。

※入札物件は、公共用バスとして長期間使用したものであるため、入札後に物品の修繕を要する場合があることを十分ご理解のうえ入札ください。

### 2. 入札参加者に必要な資格に関する事項

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく小美玉市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第2条第1号から第3号の規定に該当していない者であること。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 満18歳以上であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 3. 売却物品の公開

次のとおり公開しますので、物品の確認をしてください。

- (1) 日時：令和6年1月30日（火）～令和6年1月31日（水）  
午前9時から午後3時まで（正午から午後1時を除く。）
- (2) 場所：小美玉市役所本庁舎 駐車場（小美玉市堅倉835番地）

※ 物品を確認しなくても入札には参加できますが、物品に関するすべての事項を了承されているものとみなします。

※ 確認の際には、事前予約が必要になります。小美玉市役所財務部財政課管財係までご連絡ください。 電話0299-48-1111（代表）

### 4. 入札参加申し込みの受付期間

- (1) 受付期間：公告の日から令和6年2月7日（水）までの土曜日、日曜日及び祝

日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 提出先：〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地

小美玉市役所財務部財政課 電話0299-48-1111（代表）

(3) 提出方法：郵送又は持参による。メール又はファックスによるものは受け取れません。なお、期限までに一般競争入札参加申請を提出しない者、又は提出書類に不備がある者は入札に参加することができません。

(4) 提出書類

① 個人で申請する場合

ア 一般競争入札参加申請書

イ 身分証明書（運転免許証・健康保険証などの写し）

ウ 納税証明書（滞納がない証明書）※非課税の場合は、その証明書

② 法人で申請する場合

ア 一般競争入札参加申請書

イ 事業所の所在地が確認できる書類（登記事項証明書などの写し）

ウ 納税証明書（滞納がない証明書）

※納税証明書などについては、発行日から3ヶ月以内（写し可）のものとする。

(5) 審査結果の通知

審査後、一般競争入札参加申請書に記載の住所へ郵送します。

## 5. 入札の方法

入札書の提出方法

①入札は、郵便入札とします。

令和6年2月21日（水）以降に発送し、令和6年2月29日（木）必着で書留等により下記郵便局へ留め置きで郵送してください。メール又はファックスによるものは受け取れません。

②送付先 〒319-0106 堅倉郵便局留

【〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地】

小美玉市役所 財務部 財政課あて

③入札書の日付は開札日とし、市指定の様式を使用してください。

④入札回数は1回とする。

⑤入札書に記載する金額は、税抜き価格を記載してください。なお、必ず最低売却価格以上の金額を記載してください。（せり売りではありません。）

⑥封筒は任意の二重封筒とし、中封筒（入札書を入れる封筒）、表封筒（中封筒を入れる封筒）の「封筒記載例」を参照してください。

## 6. 開札

(1) 開札日時：令和6年3月1日（金）午前10時00分から

(2) 場 所：小美玉市役所 本庁舎2階 第2会議室

## 7. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 住所・記名を欠く入札
- (3) 金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 入札価格が最低売却価格を下回る入札
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市契約規則等に違反した入札

## 8. 入札に参加する者が1者である場合の措置

入札に参加する者が1者であっても、入札を執行するものとします。

## 9. 落札者の決定

- (1) 令和6年3月1日（金）午前10時00分に開札します。
- (2) 予定価格以上の金額であって、最高額で入札された人を落札者とします。
- (3) 落札者となるべき同額の入札をなした者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定します。なお、当該者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定します。
- (4) 落札者が決定したときは、落札者にのみ連絡し、結果については市ホームページに落札金額を掲載します。

## 10. 入札保証金及び契約保証金

免除します。

### 11. 契約締結及び売却代金の納入

- (1) 契約金額は、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額となります。
- (2) 契約締結は、落札決定から10日以内とします。（土、日及び祝日は除きます。）  
期日までに契約ができないときは、落札決定を取り消します。契約締結に要する費用は落札者の負担となります。
- (3) 売却代金の納入は、総務課で発行する納付書により、契約締結後7日以内に全額納入していただきます。（土、日及び祝日は除きます。）納入後、領収書の写しを提出してください。

### 12. 所有権移転及び車両引渡し

- (1) 車両の引渡し期限は、契約日の翌日から起算して14日以内とします。  
※具体的な引渡し日時は、小美玉市と落札者で調整のうえ決定します。
- (2) 当該車両の所有権は、購入代金を納入したときに落札者に移転します。
- (3) 危険負担は当該車両引渡し後、落札者に移転します。

- (4) 小美玉市は、落札者が購入代金を納入した後、当該車両に係る譲渡証明書等の所有権の移転登録に必要な書類を落札者に交付します。
- (5) 落札者は、当該車両に係る所有権の移転登録を道路運送車両法第13条に基づき申請しなければなりません。なお、移転登録に要する経費は、落札者負担とします。
- (6) 落札者は、移転登録後、直ちに小美玉市役所財務部財政課に自動車検査証の写し又は登録事項等証明書の写しを提出してください。
- (7) 当該車両の引渡しは、上記(6)の報告があった後、速やかに行うものとし、受け取った時点で受領した旨の認印をいただきます。
- (8) 当該車両は、契約締結時の条件で引渡しとします。引渡し後の不調や故障についての補償は一切行いません。また、事故、災害発生の場合は、すべて落札者の責任において処理することとなります。
- (9) 運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用等及び手続等については、入札額とは別に落札者の負担とします。
- (10) 引渡しする車両に表示してある施設名称等がある場合について、引渡し後落札者が抹消し、抹消したことの確認を小美玉市役所財務部財政課まで受けて下さい。

### 1.3. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止または延期することがあります。

### 1.4. 契約費用及び公租公課等

- (1) 落札者を義務者として課される公租公課は、落札者の負担となります。
- (2) その他契約に要する費用は、落札者の負担となります。  
(諸費用の内容については、関係機関にお問合せください。)

#### 【問い合わせ先】

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835番地  
小美玉市役所財務部財政課  
電話番号0299-48-1111 (代表)  
F A X0299-48-1199

# 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

小美玉市長 島田 幸三 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電話番号

小美玉市が行う公用車売却に係る一般競争入札に参加したいので、公用車売却に係る一般競争入札実施要項の内容に承諾のうえ関係書類を添えて申請します。

## 記

物品番号	物品名	申込み
物品 1	三菱 エアロミディ	

※ 入札に参加する物件の申込み欄に○印を付けてください。

## ○添付書類

①誓約書

②身分証明書

(個人) 運転免許証などの写し

(法人) 登記事項証明書などの写し

③納税証明書 (住所がある自治体の納税証明書とし滞納がないこと)

※納税証明書などについては、発行日から3ヶ月以内(写し可)のものとする。

# 誓 約 書

令和 年 月 日

小美玉市長 島田 幸三 殿

住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名  
電 話 番 号

小美玉市が実施する公用車売却に係る入札への一般競争入札の参加申請にあたり、下記の事項を制約します。

## 記

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定された者に該当しません。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定された者に該当しません。
- (3) 小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第2条第1号から第3号に規定された暴力団及びその暴力団員に該当しません。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- (5) 入札に際し、仕様書、契約書を承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄については、小美玉市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。
- (6) 落札した物品の利用にあたっては、契約条項、法令上の規制を遵守します。
- (7) 落札した物品について、名義変更しないまま第三者へ転売・譲渡等いたしません。

# 入札書

令和 年 月 日

小美玉市長 島田 幸三 殿

入札者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

## 1. 入札金額

物品名									
入札金額		百万	十万	万	千	百	十	一	円

※なお、契約金額は、入札金額に110/100を乗じた金額とする。

(注意)

- ・入札金額は、税抜き額を記載すること。
- ・金額の前に ¥ を記入すること。
- ・入札金額は、当該車両価格のみとし、運搬費用、登録費用、その他引渡しに係る費用は含めないものとする。